

平成14年海事代理士筆記試験問題

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□□□□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(3点)

- (1) 内閣は、国会の□ア□の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。
- (2) 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて□イ□を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- (3) 思想及び□ウ□の自由は、これを侵してはならない。
- (4) 何人も、□エ□に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- (5) □オ□は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- (6) 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその□カ□の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(4点)

- (1) 憲法第十四条の法の下での平等は、法適用の平等のみならず法内容の平等も意味する。
- (2) 報道のための取材の自由は、憲法第二十一条の精神に照らし、十分尊重に値する。
- (3) 私有財産を公共のために用いるには正当な補償を要するが、条例により財産権を制限することは法律の範囲内であっても許されない。
- (4) 憲法による請願権の保障は、請願を受けた機関にそれを誠実に処理する義務を課するにとどまり、請願の内容を審理・判定する法的拘束力を生ぜしめるものではない。
- (5) 内閣が条約を締結するには、必ず事前に国会の承認を得なければならない。

- (6) 自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあつては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判による解決が適当でないものがあるが、地方議会議員の除名についても内部規律の問題であることから司法審査は及ばない。
- (7) 衆議院で可決した法律案について、参議院が衆議院と異なった議決をした場合には、必ず両院協議会が開かれる。
- (8) 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

3 . 内閣に対する参議院の問責決議の効果について述べよ。

(3 点)

2 . 民法

1 . 次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。

(10 点)

- (1) 土地の売買契約が第三者の詐欺を理由に取り消された場合には、当事者双方の原状回復義務は同時履行の関係に立つ。
- (2) A は代理権がないのに B の代理人だと称し、C との間に土地の売買契約を締結した。C が本人 B に対して相当の期間内に追認するか否かを確かめなければならない旨の催告を行った場合、B がその期間内に返答をしない場合には、B は追認をしたものとみなされる。
- (3) 民法第 717 条の工作物責任において土地の占有者が免責された場合には、その土地の所有者は無過失であっても責任を負う。
- (4) 請負人が仕事を開始した後は、注文者はやむをえない事由がなければ契約を解除することができない。
- (5) 債務者 Y が自己の X に対する債務を担保するため自ら所有する不動産に抵当権を設定していた場合、その抵当不動産の第三取得者 Z は Y が X に対して負っている当該債務の時効を援用することができる。
- (6) 連帯保証人は、債権者から履行請求を受けたとき、まず主たる債務者に催告を為すべき旨を請求することができる。
- (7) 法定代理の場合、代理人は本人の承諾がある場合に限って復代理人を選任することができ、その選任、監督について責任を負う。
- (8) A は B の土地に無権限で家を建てて住んでいたが、5 年後に死亡したため、別の場所に住んでいた A の子 C が引っ越してきて住み、13 年が経過した。A の占有が悪意、C の占有が善意無過失であった場合、C は自己の占有のみを主張して 10 年の取得時効を援用できる。
- (9) A は Y に対する債権を B と C に二重に譲渡した。B に対する債権譲渡を通知する 6 月 1 日付の確定日付のある証書は 6 月 5 日に Y に到達し、C に対する債権譲渡を通知する 6 月 3 日付の確定日付のある証書は 6 月 4 日に Y に到達した。この場合 Y に対する債権を獲得するのは B である。
- (10) 債権者 A、B、C が債務者 Y に対してそれぞれ 1200 万円、1000 万円、600 万円の債権を有しており、その債権を担保するため Y の土地上にそれぞれの債権を被担保債権とする抵当権を A、B、C の順に設定している。抵当権が実行され、この土地が 2500 万円で売却された。A が C に対して抵当権の順位を放棄していた場合、A が土地の売却代金から受け取ることのできる配当は 900 万円である。

3. 海商法

1. 次の文章は商法の条文である。□□□□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(2点)

- (1) 船舶の□ア□に記載したる物は其従物と推定す。
- (2) 船舶の□イ□は之を登記したるときは爾後其船舶に付き物権を取得したる者に対しても其効力を生ず。
- (3) 船舶の全部又は一部を以て□ウ□の目的と為したるときは各当事者は相手方の請求に因り□ウ□書を交付することを要す。
- (4) 救助料の請求権は救助を為したる時より□エ□を経過したるときは時効に因りて消滅す。

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(7点)

- (1) 沈没船は商法第684条にいう船舶とは認められず、海上保険契約において委付をすることはできない。
- (2) 登記を行った船舶に抵当権を設定することはできない。
- (3) 船荷証券は受戻証券である。
- (4) 運送品について船荷証券が発行された場合において、当該船荷証券を善意取得した者と当該運送品を善意取得した者とが競合する場合には後者の方が優先する。
- (5) 記名の乗船切符を他人に譲渡することはできない。
- (6) 共同海損は船舶に生じた損害等を各利害関係人の間で分担する制度であるから、損害が不可抗力によって生じ、それが船舶及び積荷の共同の安全を保持することになった場合にも成立する。
- (7) 海難救助の救助料については、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力及び費用その他一切の事情を斟酌して裁判所が定めることとなっており、特約は許されない。
- (8) 同一船主に属する船舶間においては海難救助は成立しえない。
- (9) 船舶所有者はやむをえない理由のある場合にのみ船長を解任することができ、その場合には船長に対して損害の賠償をしなければならない。
- (10) 船舶の構造に欠陥があり、それに加えて通常の上危険によって海水が船倉の中に侵入し、そのために貨物が損傷を受けた場合には、その船舶は堪航能力を有しなかったというべきである。

- (11) 海上旅客運送契約においては、旅客は発航前においては運送費の二分の一、発航後においては三分の二を支払えば、当該契約を解除できる。
- (12) 船舶についての救助料請求権については、当該船舶や未収運送賃の上に先取特権が認められる。
- (13) 海上保険契約において船長を指定している場合でも、船長の変更は契約の効力に影響を及ぼさないが、反対の特約は禁止されていない。
- (14) 船舶共有者でない者を船舶管理人にするには、共有者全員の同意が必要である。

3 . 船籍港内と船籍港外それぞれにおける船長の権限について述べよ。(1 点)

4 . 国土交通省設置法

- 1 . 次に掲げる地を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。(5点)

(例) (8) 鹿児島県

番 号	(8)
名 称	九州運輸局
位 置	福 岡 県

(1) 石川県 (2) 鳥取県 (3) 秋田県 (4) 福井県 (5) 愛媛県

- 2 . 国土交通省の地方支分部局である地方運輸局において、次に掲げる事務を所管している内部組織を、〇〇部の形で解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- (2) 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物運送取扱事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (3) 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- (4) 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- (5) 海技従事者の免許、船舶職員の資格及び定員並びに水先に関すること。

5 . 船員法

1 . 次の文章中、 に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。

(9 点)

- (1) 船長は、 ア を指揮命令し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。
- (2) 給料その他の報酬の最低基準に関しては、 イ の定めるところによる。
- (3) 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、 ウ を備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。
- (4) 船舶所有者は、 エ 中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。
- (5) 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が オ に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。
- (6) 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となったときは カ 箇月の範囲において、行方不明期間中毎月一回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。
- (7) 船舶所有者は、年齢 キ 年未満のものを船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。
- (8) 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の ク 箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。
- (9) 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が ケ 時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申し入れをしたときは、その期間が満了した時に、その者の契約は、終了する。

2 . 次の文章のうち正しいものには 〇 を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。

(5 点)

- (1) 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様である。
- (2) 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることができる。
- (3) 有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて与えることができる。
- (4) 相続やその他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があったときは、雇入契約はその時点で終了するが、その終了の時から、船員と新所有者との間には、従前と同一条件の雇入契約が存続することとみなされる。
- (5) 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。船員労務官を退職した後においても同様である。

3 . 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については無効となる。この場合、その無効とされた部分については、雇入契約においてどのような扱いとなるか述べよ。 (2 点)

4 . 船員手帳の新規交付を申請する場合 (外国人を除く。) に必要な書類を 2 つ記せ。 (4 点)

6 . 船舶職員法

1 . 次の文章中の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各1点)

- (1) 国土交通大臣は、海技士(ア) に係る免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船舶の ア の種類についての限定をすることができる。
- (2) 船舶職員法第 20 条に基づく乗組み基準特例許可申請書は、マルシップ(海外貸渡方式)にかかるものを除き、 イ を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- (3) 四級小型船舶操縦士の資格を持つ者が船長として船舶に乗組むことができるのは、総トン数 ウ 未満の船舶で、沿海区域に接する海岸から エ 海里以内の水域及び オ 区域のみを航行する船舶である。
- (4) 海技従事者は海技免状を カ したときは、遅滞なく、海技免状再交付申請書及び カ の事実を証明するに足る書面を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。
- (5) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も キ 到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。

2 . 次の文章中の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各1点)

海技士(航海)の試験を申請する者は、海技従事者国家試験申請書に写真 ア 枚及び以下の(1)~(9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) イ 若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある ウ の写し
- (2) 海技従事者にあつては、 エ の写し
- (3) 学校卒業(修了)者に対する オ の特例を受ける者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
- (4) 船舶職員法施行規則第 32 条の規定による乗船履歴の証明書
- (5) 医師により試験開始期日前 カ 以内に受けた検査の結果を記載した予備身体検査証明書
- (6) 身体検査の省略を受けようとする者にあつては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書
- (7) 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
- (8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、筆記試験科目免除証明書
- (9) 船舶職員法施行規則第 55 条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあつては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書

- 3 . 船舶職員法施行規則別表第 4 に適合する乗船履歴であっても、受験資格の乗船履歴として認めない履歴を 2 つあげよ。(完答のみ 4 点)

- 4 . 四級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程を 5 つあげよ。(完答 3 点、完答以外は 1 つにつき 0.5 点)

7. 海上運送法

1. 次の文章中 [] 内に入るべき適当な語句を解答欄に記入せよ。なお、 [] 内のカナが同一の場合は同じ語句が入るものとする。(5点)

(1) 一般旅客定期航路事業を営む者(以下「一般旅客定期航路事業者」という。)は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続きにより、国土交通大臣の [ア] を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(2) 一般旅客定期航路事業を営む法人の合併及び [イ] は、国土交通大臣の [ア] を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(3) 人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続きにより、その事業の開始の日の [ウ] までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。

(4) 旅客不定期航路事業を営む者(以下「旅客不定期航路事業者」という。)は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、 [エ] 旅客の運送をしてはならない。

- 1 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- 2 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの

(5) 海上運送法の規定は、次に掲げる船舶のみをもって営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする [オ] であつて、2に掲げる船のみをもって営むもの以外のものについては、この限りでない。

- 1 総トン数5トン未満の船舶
- 2 ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船

2. 次の文章の内容について、正しいものに ○ を、誤っているものに × を、それぞれ解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 一般旅客定期航路事業者は、運航管理規程を作成し、国土交通省令の定める手続きにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(2) 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続きにより、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- (3) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令の定める場合を除く)は、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (4) 人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。
- (5) 旅客不定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、廃止の日の三十日前までに国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

8 . 港湾運送事業法

次の文章のうち、正しいものには ○ を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) 港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序を確立することを目的としている。
- (2) 港湾運送事業法第3条に規定する港湾運送事業の種類は、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業、検量事業の7種類である。
- (3) 検数事業、鑑定事業、検量事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の免許を受けなければならない。
- (4) 港湾運送事業法上の「特定港湾」とは、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門の6大港である。
- (5) 特定港湾において一般港湾運送事業者は、港湾運送事業法に定める場合を除いて、港湾運送事業を拒絶してはならない。
- (6) 一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣（地方運輸局長）の認可を受けなければならない。
- (7) 港湾荷役事業者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送について、その全部を自ら行わなければならない。
- (8) 一般港湾運送事業の許可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。
- (9) 港湾運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣（地方運輸局長）に届け出なければならない。
- (10) 特定港湾以外の港湾において一般港湾運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとするときは、国土交通大臣（地方運輸局長）の認可を受けなければならない。

9 . 港則法

1 . 港則法に関する次の(1) ~ (4) の文章中、許可を必要とするものにはAを、届出を必要とするものにはBを、許可も届出も必要としないものにはCを解答欄に記入せよ。(4 点)

- (1) 特定港の境界付近における危険物の運搬
- (2) 特定港以外の法適用港の区域内での船舶の進水
- (3) 特定港内で使用すべき私設信号の設定
- (4) 特定港以外の法適用港の区域内での工事

2 . 次の文章は港則法の規定の一部であるが、文章中 に入るべき適切な語句を解答欄に記入せよ。(6 点)

- (1) 特定港内において ア その他の行事をしようとする者は、予め港長の イ を受けなければならない。
- (2) 特定港内においては、 ウ 以外の船舶を修繕し、又は エ しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。
- (3) 特定港内において オ を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内において カ をけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

10 . 海上交通安全法

1 . 海上交通安全法は、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海のうち、次の(1)～(4)に掲げる海域以外の海域に適用するものとしている。次の文章中□□□□に入るべき適切な語句を解答欄に記入せよ。(4点)

(1) □□□□**ア**に基づく港の区域。

(2) □□□□**ア**に基づく港以外の港である□□□□**イ**に係る□□□□**イ**法第二条第三項に規定する□□□□**イ**区域。

(3) □□□□**ウ**法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した□□□□**ウ**の区域内の海域。

(4) 陸岸に沿う海域のうち、□□□□**エ**以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域。

2 . 次の文章は海上交通安全法に基づく工事・作業の届出に関するものである。□□□□に入る適切な語句又は数字を下欄から選び、その数字を解答欄に記入せよ。(6点)

工事・作業の届出をしようとする者は、届出書□□□□**ア**通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、□□□□**イ**又は海上警備救難部の長を経由して□□□□**ウ**に提出しなければならない。

1	2	3
海上保安署	海上保安部	管区海上保安本部
海上保安部長	管区海上保安本部長	海上保安庁長官

11. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中 にあてはまる語句を下の語群の中から1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を に届け出なければならない。
- (2) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して 以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより に届け出なければならない。
- (4) 船舶に設置するふん尿処理装置、粉碎装置又はオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤若しくは油ゲル化剤を製造するものは、その型式ごとに国土交通大臣の を受けることができる。
- (5) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査申請書を に提出しなければならない。

- | | | |
|--|--|--|
| (1) (イ)国土交通大臣
(ロ)環境大臣
(ハ)海上保安庁長官 | (3) (イ)国土交通大臣
(ロ)海上保安庁長官
(ハ)地方運輸局長 | (5) (イ)国土交通大臣
(ロ)海上保安庁長官
(ハ)地方運輸局長 |
| (2) (イ)15日
(ロ)30日
(ハ)60日 | (4) (イ)特許
(ロ)許可
(ハ)型式承認 | |

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋汚染防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

- (2) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行おうとするときは、廃油処理施設ごとに、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- (3) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (4) 廃棄物排出船の登録を受けた船舶について、登録申請書の登録事項の変更の届け出をしようとする者は、その変更のあった日から六十日以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に、変更の届出書を提出しなければならない。
- (5) 船舶所有者は、海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染防止証書等書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

12. 船舶法

1. 次の文章は、船舶法について記載した内容であるが、正しいものには○を、誤っているものには×を回答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 総トン数20トン以上の日本船舶の所有者は、最寄りの管海官庁に船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
- (2) 総トン数100トン以上の日本船舶には信号符字が必ず添付されるが、総トン数100トン未満の日本船舶については、その所有者の申請があれば信号符字を添付することができる。
- (3) 東京都特別区に船籍港を定めるときは、東京都と記載する。
- (4) 船舶所有者の名称変更があった場合には、所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に、船舶登記簿の謄本等必要な書類を添えて変更登録を申請しなければならない。
- (5) 既に船舶登録を行っている船舶を売買等によって新たに所有することになった者は、その事実を知ってから三週間以内に変更登録を行わなければならない。
- (6) 外国の造船所で製造した総トン数20トン以上の船舶を購入した地方自治体は、船籍港を管轄する管海官庁に総トン数の測度を申請しなければならない。
- (7) 日本人が、外国で総トン数20トン以上の船舶を購入した場合には、その購入地を管轄する日本の領事館に仮船舶国籍証書の交付を申請することができる。
- (8) 複数の個人が所有する総トン数20トン以上の日本船舶の共有者の一人が、日本船舶を所有できない者となった場合に、管海官庁が所有者に登録の抹消をすべき旨を催告したにもかかわらず、抹消登録の申請が行われない場合には、管海官庁は職権で当該船舶の登録を抹消する。
- (9) 船舶国籍証書の書換を申請した船舶所有者は、記載事項に変更のあった船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならないが、毀損した船舶国籍証書は自ら破棄しなければならない。
- (10) 新造された総トン数20トン以上の日本船舶の所有者は、登録を受けたのち、船舶原簿謄本の交付を受け船籍港を管轄する法務局へ登記しなければならない。

2. 次の文章は、船舶法の抜粋である。□□□□ 内に入れるべき適当な語句を、語群より選
び回答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ□□□□ ア 及ビ業務ヲ執行スル役員
ノ □□□□ イ 以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- (2) 日本船舶ノ □□□□ ウ 八国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍
港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキ
ハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス
- (3) 前項ノ期日ハ船舶国籍証書ノ交付ヲ受ケタル日又ハ船舶国籍証書ニ付前回ノ検認ヲ
受ケタル日ヨリ総トン数 □□□□ エ ノ鋼製船舶ニ在リテハ □□□□ オ ヲ総トン数 □□□□ カ
ノ鋼製船舶ニ在リテハ □□□□ キ ヲ木製船舶ニ在リテハ □□□□ ク ヲ経過シタル後タルコトヲ要
ス
- (4) 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、□□□□ ケ □□□□ コ 、総
トン数、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ要ス

(語群)

二分ノ一、 三分ノ一、 三分ノ二、 四分ノ三、 所有者、
管理人、 造船者、 五十トン以上、 百トン以上、 千トン以上、
五十トン未満、 百トン未満、 千トン未満、 一年、 二年、 三年、 四年、
五年、 六年、 七年、 八年、 造船地、 造船者、 船籍港、 船質、
番号、 推進年月日、 全員、 使用者

13. 船舶安全法

次の文章は、船舶安全法の条文である。□内に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(20点)

1. 日本船舶八本法ニ依リ其ノ□ア□ヲ保持シ且□イ□ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
2. 左ニ掲グル船舶八国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ□ウ□ヲ標示スルコトヲ要ス但シ潜水船其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ□ウ□ヲ標示スル必要ナシト認ムル船舶八此ノ限ニ在ラズ
 - 一 □エ□又ハ□オ□ヲ航行区域トスル船舶
 - 二 □カ□ヲ航行区域トスル長サ□キ□以上ノ船舶
 - 三 総噸数二十噸以上ノ□ク□
3. □ケ□八第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付□ウ□、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依ル検査ヲ受クベシ
 - 一 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ□コ□(定期検査)
 - 二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ□サ□(中間検査)
 - 三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル□ウ□ノ位置又ハ□シ□ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査(臨時検査)
 - 四 □シ□ヲ受有セザル船舶ヲ□ス□ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査(臨時航行検査)
 - 五 前各号ノ外一定ノ範囲ノ船舶ニ付第二条第一項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ適合セザル虞アルニ因リ国土交通大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ行フ検査(特別検査)
4. 本法施行地ニ於テ製造スル長サ□セ□以上ノ船舶ノ□ソ□八第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同条第一項第一号、第二号及第四号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付□ウ□ニ関シ船舶ノ□タ□ニ著手シタル時ヨリ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査(製造検査)ヲ受クベシ但シ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
5. □シ□ノ有効期間ハ五年トス但シ□チ□ヲ除キ□ツ□ヲ航行区域トスル船舶又ハ□テ□ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ□ト□トス

14 . 船舶のトン数の測度に関する法律

1 . 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、内に入るべき適当な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(10点)

(1) 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主としてに従事する船舶について、そのを表すための指標として用いられる指標とする。

(2) は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

(3) 船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があったときは、その 変更があった日から以内に、国土交通大臣に対し、その書換えを申請しな なければならない。

(4) は、次に掲げる場合には、その事実を知った日から以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
- 二 船舶が日本のを喪失したとき。
- 三 船舶の存否が間不明になったとき。
- 四 船舶がに従事する船舶でなくなったとき。
- 五 船舶が長さ以上の船舶でなくなったとき。

- | | | | |
|------------|--------------|------------|-------------|
| 1 . 登記 | 2 . 国籍 | 3 . 十二メートル | 4 . 二十四メートル |
| 5 . 五十メートル | 6 . 国内航路 | 7 . 国際航路 | 8 . 国内航海 |
| 9 . 国際航海 | 10 . 最大貨物量 | 11 . 最大積載量 | 12 . 大きさ |
| 13 . 重さ | 14 . 重量 | 15 . 一週間 | 16 . 二週間 |
| 17 . 三週間 | 18 . 一箇月 | 19 . 二箇月 | 20 . 三箇月 |
| 21 . 純トン数 | 22 . 載貨重量トン数 | 23 . 総トン数 | |
| 24 . 代表取締役 | 25 . 運航管理者 | 26 . 船舶所有者 | |

15 . 造船法

1 . 次の文章の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(5 点)

(1) 施設の新設等の許可基準の 1 つは、「当該施設を新設し、譲り受け、又は借り受けることによって、当該造船事業の経営が ア における造船事業の イ な発達を阻害するような ウ をひき起こす虞がないこと。」である。

(2) 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数 エ 以上又は長さ オ 以上のものの製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から 2 ヶ月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 . 次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。
(5 点)

(1) 総トン数 4 9 9 トン、長さ 6 0 メートルの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を新設しようとする者は、施設の新設許可を受けなければならない。

(2) 造船法の規定に基づく許可を受けている鋼製の船舶を製造できる総トン数 1 , 0 0 0 トンのドックを所有する者が、当該ドックを総トン数 2 , 0 0 0 トンに変更するときは、設備の増設許可を受けなければならない。

(3) 造船法第 3 条第 1 項の規定により設備の新設許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から 1 ヶ月以内に、その旨を届け出なければならない。

(4) 造船法の規定に基づく許可を受けた設備を、船舶の製造又は修繕の用に供しないこととしたときは、その日から 2 ヶ月以内に、設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(5) 造船法第 3 条第 1 項に規定する国土交通大臣の許可権限のうち、平均潮高時における陸上耐圧部の長さが 8 5 メートル未満の造船台及び引揚船台並びにきよ底平たん部の長さが 8 5 メートル未満のドックに係る許可権限は、所轄地方運輸局長に委任されている。